

# 青梅市図書館条例施行規則

昭和62年9月25日  
教育委員会規則第4号

改正 平成元年6月1日教委規則第3号  
平成11年2月25日教委規則第2号  
平成15年3月25日教委規則第2号  
平成20年2月29日教委規則第1号  
平成22年2月5日教委規則第1号  
平成26年8月22日教委規則第5号  
平成30年6月15日教委規則第5号

平成10年9月25日教委規則第5号  
平成14年7月15日教委規則第12号  
平成15年3月25日教委規則第3号  
平成21年8月27日教委規則第6号  
平成25年2月14日教委規則第2号  
平成27年7月22日教委規則第7号  
令和2年2月21日教委規則第2号

青梅市図書館条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、青梅市図書館条例（昭和47年条例第12号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

（図書館の役割）

第3条 図書館の役割は、次のとおりとする。

（1）本館

図書館の核となり、すべての図書館の資料選定・購入、保存資料の管理、各種サービス等を集中的に行うとともに、分館との連絡調整および情報提供を行う。

（2）分館

各地域に在住する市民等への図書館サービスを行う。

（相互協力）

第4条 図書館の円滑な運営とよりよいサービスを提供するため、図書館相互の協力と連携を図るものとする。

（個人貸出）

第5条 青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる個人に図書館資料の貸出しを行うものとする。

（1）青梅市の区域内（以下「市内」という。）に居住している者

（2）市内に通勤または通学している者

（3）福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町ならびに埼玉県飯能市および入間市に居住している者

2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、青梅市図書館カード申込書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による申込みを適當と認めるときは、青梅市図書館カード（様式第2号。以下「カード」という。）を交付する。

4 カードの交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、図書館資料の貸出しを受ける際、そのカードを係員に提出しなければならない。

（団体貸出）

第6条 委員会は、市内の官公署、学校、事業所、社会教育関係団体その他これらに類する団体（以下「団体」という。）に、図書館資料を貸し出すことができる。

2 図書館資料の団体貸出しを受けようとする団体の代表者は、青梅市図書館カード申込書（団体用）（様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による申込みが適當と認めるときは、前条第3項に掲げるカードを団体の代表者に交付する。

（カードの有効期間）

第6条の2 カードの有効期間は、カードの交付を受けた日または最後に図書館資料の貸出しを受けた日から5年間とする。

（カードの譲渡の禁止等）

第7条 利用者は、カードを他人に貸与し、または譲渡してはならない。

(カードの紛失等)

第8条 利用者は、カードを破損し、または紛失したときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

2 前項の紛失等したカードは、無効とする。

(貸出しを受けた図書館資料の返却)

第8条の2 貸出しを受けた図書館資料（以下「貸出資料」という。）は、条例第2条に規定するいづれかの図書館に返却しなければならない。

(貸出しの制限)

第9条 利用者が貸出しを受けることができる図書館資料および貸出期限は、次のとおりとする。ただし、委員会が認める場合は、この限りでない。

(1) 図書資料

ア 個人貸出しは、10冊以内とし、その貸出期限は、15日以内とする。

イ 団体貸出しは、1団体につき200冊以内とし、その貸出期限は、2月以内とする。

(2) 視聴覚資料

個人貸出しとし、3点以内で、その貸出期限は、15日以内とする。

(館内利用)

第10条 中央図書館内で委員会が指定した図書館資料を利用しようとする者は、閲覧票を館長に提出するものとし、1人が同時に利用できるのは、3冊以内とする。

(館外利用等の禁止)

第11条 次に掲げる図書館資料は、館外利用を禁ずるものとする。ただし、委員会が認めるものは、この限りでない。

(1) 貴重図書

(2) 参考図書

(3) その他委員会が指定した図書館資料

2 委員会は、複写を禁ずる図書館資料を指定することができる。

(利用中の図書館資料の返却)

第12条 委員会は、必要と認める場合は、利用者（団体貸出しを含む。以下同じ。）に対し、利用中の図書館資料を返却させることができる。

(図書館資料の貸出しの停止)

第13条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する利用者に対して、図書館資料の貸出しの停止を行うことができる。

(1) 貸出資料を貸出期限までに返却しない者

(2) 貸出資料を亡失または損傷し、弁償する旨の届出をしたにもかかわらず、指定の期日までに弁償を完了しない者

(3) その他委員会が特に必要と認める者

(使用申請)

第14条 条例第6条第1項の規定にもとづき、施設を使用しようとする者は、使用を開始する日（以下「使用日」という。）の3月前の日（この日が図書館の休館日に当たるときは、翌日以後の最初の休館日でない日とする。）から使用日までの間に、図書館施設使用承認申請書（様式第4号）を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第15条 前条に規定する申請にもとづく使用の承認にあつては、申請のあつた順に行うものとする。

(使用承認書の交付等)

第16条 委員会は、使用を承認したときは、図書館施設使用承認書兼領収書（様式第5号。以下「使用承認書」という。）を交付する。

2 前項の使用承認書は、施設を使用するときは、これを係員に提示しなければならない。

(使用料の納入)

第17条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用承認書の交付を受けるときに、

条例第6条第2項に規定する使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第18条 条例第6条第3項に規定する使用料の減額または免除は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 青梅市（以下「市」という。）が使用するとき 免除
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者のうち、障害者手帳の交付を受けた者等により構成する団体で、委員会が認めるもののうち図書に関する活動を行うものが、その目的のために使用するとき 免除
- (3) 市内の官公署および学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（青梅市立小中学校を除く。）が図書に関する事業のために使用するとき 100分の50相当額
- (4) その他委員会が特に必要と認めるとき 免除または100分の50相当額

(使用料の還付)

第19条 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第8条第1号の規定に該当するとき 全額
- (2) 条例第8条第2号の規定に該当するとき 全額
- (3) 条例第8条第3号の規定に該当するとき 全額

2 前項各号の規定による使用料の還付を受けようとする者は、図書館使用承認取消申請書（様式第6号）に、すでに交付されている使用承認書を添えて、委員会に提出しなければならない。

(取消通知)

第20条 条例第11条第1項の規定により使用の承認を取り消し、または中止させる場合は、委員会は、その理由を付して使用者に通知するものとする。

(特別の設備等の申請)

第21条 使用者は、特別の設備をし、または付属の器具以外の器具を使用しようとするときは、使用承認書の交付を受けるときまでにその承認を受けなければならない。

(利用者および使用者等の義務)

第22条 利用者および使用者ならびに入館者は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。

(業務報告)

第23条 館長は、各月の業務の概況をその翌月の15日までに青梅市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告しなければならない。

(運営協議会)

第24条 条例第20条に規定する青梅市図書館運営協議会（以下「運営協議会」という。）の会議は、教育長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 運営協議会の庶務は、図書館担当課において処理する。

(指定管理者による管理)

第25条 条例第16条第1項の規定により、図書館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、この規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）	指定管理者
第5条第2項および第3項、第6条、第8条から第14条まで、第16条ならびに第18条から第20条まで	委員会	指定管理者
第17条の見出し	使用料	利用料金
第17条	条例第6条第2項に規定する使用料	条例第19条第3項の規定により指定管理者が定める利用料金（以下「利用料金」という。）

第18条および第19条	使用料	利用料金
様式第1号および様式第3号から様式第6号まで	青梅市教育委員会	指定管理者

(委任)

第26条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存する中央図書館以外の図書館における図書館資料の貸出しについては、改正後の青梅市図書館条例施行規則第3条の規定にもとづく利用者カードによる利用が行われるまでの間は、なお従前の例による。

付 則 (平成元年6月1日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年9月25日教委規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年10月3日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の青梅市図書館条例施行規則第3条第3項の規定により交付された利用者カードは、この規則による改正後の青梅市図書館条例施行規則第3条第3項の規定にかかわらず、使用することができる。

付 則 (平成11年2月25日教委規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年7月15日教委規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の青梅市図書館条例施行規則様式第1号については、残存するものに限り、所要の修正を加え、これを使用することができる。

付 則 (平成15年3月25日教委規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年3月25日教委規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年2月29日教委規則第1号)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年8月27日教委規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(青梅市図書館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則による改正後の青梅市図書館条例施行規則の規定は、平成22年10月1日以後の図書館施設の使用について適用し、同日前の図書館施設の使用については、なお従前の例による。

付 則 (平成22年2月5日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年2月14日教委規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年8月22日教委規則第5号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

付 則 (平成27年7月22日教委規則第7号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成27年10月1日から施行する。

付 則（平成30年6月15日教委規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の青梅市図書館条例施行規則第5条第3項の規定により交付された利用者カードは、この規則による改正後の青梅市図書館条例施行規則第5条第3項の規定にかかわらず、使用することができる。
- 3 この規則施行の際、現に使用中の様式については、改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

付 則（令和2年2月21日教委規則第2号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則の改正前の規則による様式については、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

様式第1号

（第5条関係）

様式第2号

（第5条関係）

様式第3号

（第6条関係）

様式第4号

（第14条関係）

様式第5号

（第16条関係）

様式第6号

（第19条関係）